

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借。対象物件の所在、面積、貸付期間、用途、最低月額賃料は別表のとおり。

2 土地利用の制限

- (1) 本件土地については、平面駐車場として使用しなければなりません。月極駐車場及び立体駐車場としての使用はできません。
- (2) 本件土地は、現状施設（アスファルト舗装、フェンス、側溝等）が残った状態で引き渡しを行います。なお、本件土地は、令和5年7月16日まで賃貸しており、現借地人が設置した看板、精算機、照明等の工作物は、現借地人が撤去します。ただし、配管・配線及びゲート類の基礎については、現借地人・本市・落札者が協議のうえ、現状有姿で引渡す場合があります。
- (3) 引き渡しを行った施設における貸付期間中の管理・補修等については、落札者の費用と負担で行ってください。また、これらの施設の補修や改修を行う場合は、本市と協議してください。
- (4) 電力の土地への引き込みは、地中引き込みとし、落札者の負担において施行してください。供給位置や供給方法の内容により、調整に時間を要する場合があります。
- (5) 本件土地の引渡し日の翌日から起算して1か月以内に駐車場の営業を開始してください。

3 応募申込資格

- (1) 自ら駐車場を運営しようとする法人であること。
- (2) 駐車場運営に必要な資力及び信用を有すること。
- (3) 土地賃料及び保証金の支払能力を有すること。
- (4) 時間貸し駐車場の企画・運営について3年以上継続している実績を有する者であること。
- (5) 以下の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
 - ② 会社更生法（平成14年法第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません）。
 - ③ 本市における不動産の売払い又は貸付けに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

エ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき。

オ 本市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用しているとき。

④ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる法人。

⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び神戸市税について未納の税額がある企業。

⑥ 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。

⑦ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。

ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者。

イ 上記アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。

ウ 上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）。

4 実施要領配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和5年2月8日（水）から令和5年3月31日（金）まで

(2) 配布場所

市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80577/business/recruit/rokkoairand.html>

(3) 問い合わせ先

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号078-595-6781

5 申込書類の受付

(1) 申込受付期間

令和5年3月13日（月）から令和5年3月31日（金）まで

(2) 方法

郵送又は持参すること

6 入札書の受付

(1) 入札書受付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月12日（金）まで

(2) 方法

所定の入札書に必要事項を記載し実印で押印のうえ、指定の封筒にて郵送又は持参すること。

7 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加するには、事前に入札保証金（573,000円）を納めていただく必要があります。
- (2) 本市より送付する所定の納入通知書兼領収証書により、本市の公金収納を取扱いしている金融機関で納付してください。

8 開札及び落札者の決定

- (1) 開札の日時
令和5年5月18日（木）午前10時より
- (2) 開札会場
入札参加申込者に別途案内します。
- (3) 落札者の決定
最低月額賃料（191,000円）以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- (1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- (3) 最低月額賃料に達しない金額をもって入札したとき。
- (4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (5) 「入札書」に記名及び実印での押印がないとき。
- (6) 「入札書」の金額の初めの数字の前に「¥」マークがないとき。
- (7) 2通以上の「入札書」を提出したとき。
- (8) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (9) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (10) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- (11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記載したとき。
- (12) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (13) 上記(1)～(12)に掲げるものの他、本市が不相当と認めたとき。

10 契約の締結

令和5年6月中旬に締結します（予定）。

別表

所在地	面積	貸付期間	用途	最低月額賃料
東灘区向洋町中9丁目5番のうち	909.69m ² (実測)	令和5年7月17日から令和10年1月31日	平面駐車場 (月極駐車場及び立体駐車場不可。)	191,000円